

乾山楽焼秘書

(頭注)

- ・文中わかりにくい単語を「」でくくっているが、原文には「」はない。
- ・判読できない文字は■で記した。
- ・()で説明を追記した。

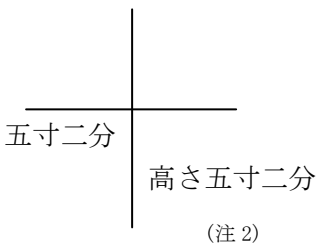
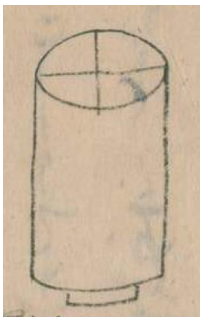
土拵用

(注1) 黒谷白土細末して馬の尾の「すいのう」にてふるい、其かすを水干してこね、よき程にかため、器を何に寄らず作るなり、また荒くだきして枘にて計り、十盃に安井山より出るませ土とてこれ有、其時々にて三条細工人達に聞合候えば相知候、末に至ては外より出ること有るべく候、右十盃の土の内へませ土を同枘にて六盃入れ、水に立て、絹の「すいのう」にて水をこし、冬なれば上水をとり、たいがいにかたまりたるを板にのせ、夜分に外へ出し置候えば、いて氷たるをよく日板を立掛け、日に当て水気をしたみ候えば、よき程にかたまり候、よくもみして、何に寄らず細工に遣い候也、もみあしく候えば器きれそんして、よくよく勘弁あるべき事也。

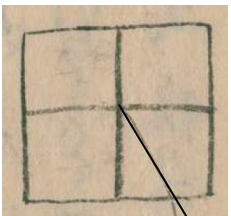
寸法の事

並 本かまもの歩べりのこと

(注1) 内焼物は、たとえば指渡し五寸高さ五寸



此如くして寸をとり候えばよく候、又四角六角八角にても五寸ならば指渡し五寸の土方にても、又は木にても作候ても、其形の大きにできるもの也、もつとも土板の上でめん棒をもって延し其形に打ち也、もつとも絹のうすき切れを水にてぬらし形に打ち也、



これをさしてゆるまざるようにそつと引ぬき、
干板の面真すぐなる様板の上にのせ、形をぬくがよし

右板の上にて、内の方より少し由(?)ひにて外へおし出す也、強押出したるは悪し、心得の有るべき事にてしぜんと覚もの也、丸きものはろくろにて作、乾て後又ろくろにてけずる也、角なるものはかなを少し火にてもどし置抽(ひく)、よくよくとき附けてけづる也、手かげんよく勘弁入候事也、

器につよく当り候えば、す焼して後きづ出る也、いたまざるように手かげん大事也、四角六角八角とも角多き物程心得有るべき事にて自然と覚ものなり、抽けづり上て後、古き木綿切れを水にてしぼり、そろそろふき、ゆがみなどおし直し、又元の板にのせ日影にて干也、上々の天気二三日も干、す焼へ入候也、本焼物寸法は何に寄らず、大きに老半分を掛け作り候えば、大さ好の上に出來申事也、内焼本焼共、土色好みこれ有時は、残し置候黒谷の山極上白土これを水干して、うすはけをもつてむらなきようにぬり干也、もつとも、右二品の焼とも白ぬり土の事、奥に諸色絵の具の所につぶさに書残し候

す焼の事

(注1) 細工物よく干乾し、大きな皿鉢、四角なるもの等は立掛け、丸き物は重掛け、間々にすやきものわれをひしとつめ押、窯の口にて二時ばかりそろそろと火をたき、かまの内へ急に火の入れぬようにたく也、二時ばかりも焼て後、松葉、柴もつてたき候えば火奥へ入り、上へも火勢登り、よく白く見ゆるとき、かまの下なる「おき」(赤くおこった炭火)をかき出し、かまの中なる器の上へのせおく也

黒赤楽土の事

(注1) 黒谷土赤土粉にはたき、少し荒き「すいのう」にてふるい、茶わんを手づくね、又はろろにても作り、それぞれの名物なり、又は好みの品を作る也、寸法は黒楽は本焼物の寸法わり同前也、赤楽物は内焼物の寸法に同前也、赤楽は黄土をよくよく水干して三べん程ぬり、色好みあるときは、少し白き土を入色うすくし、又色こくこのみ有時は焼紫を少し入れ、又深草に「水たれ」(赤色の土)という土有り、これを入れ候、めいめいはつめいによつて、いかようにても工夫有るべく候也

生類作り物の方

(注1) 香合など数多く作りたき事あるべし、土にて其形何によらず作り上げ、油をぬり、其上土打きせよくおし、そつとぬき出して乾し、すやきして其形の内にあらわれ候えば、土を其内へおし込、少し間を置、土をもつて少し付候えば、右の土に付て出所台形そなわり候、よくよく勘弁にて出来る二、
(注3) 形と種との事、たとえば



此如く種に筋を付置、上下より土をきせ、此すぐ内に
両方をけづり候えば、形よりぬき出し、かたちれんぞく
する也

右の種に土をうちきせ、ぬきとりしつる所を形と申也、形は何によらず右の心得也、ろくろ細工の事は、後に至ても三条五条に名人達有べく候、おりおり参られて見物して、其上にて心安き人に御聞候えばできる事也、我等は二十一歳の時日四日の間に覚申候、我等存命の内は随分おしえ申べきこと、何事も只々工夫勘弁さえ致し候えば、ひとりできること也

内焼 地ぬり白

一寸焼窯より取出してほこりはきおとし、われかけそんじを吟味して、器の地を白くする事、薬合様左に記す

びいじろの事

一 大白玉

百目

一 しがらき大白玉

(注4) 百目

一 極上白粉

三拾目 (注5)

右三品随分細末に一日もすり、器に三べんぬり干し、其上へ (注6)

絵をかくる事也、もつとも一べんぬりてはほし、二へんぬりては干乾す事也、もつともふのり細にこしして

水とまじえときて地ぬり候事 (注7)

赤楽

一 赤楽茶碗作り上げけづり、形色名物とて七種有り、其外時代色々好形大し、ぬり土の事作り上げ生々しき時に黄土よく水干して三べんにても、又色うすき好の時は一べん、又好によつて白き土を入、色をもどしする事もある也、茶わんにても、其外何に寄ず、外よりぬり、内は後にぬるがよし、黒楽はけつりさらさらと小砂あらわれては悪しく也

本焼 白ぬり

一 豊後土にても、又は信楽白玉にても百目の所へ、日の岡石三拾目計り入れ、水干してふのり細かなる「すいのう」にてこし、二へんうすく、■三べんぬり、其上へ絵をかく、薬三条窯にても五条窯にても細工人方にて薬かけ、焼代遣し候事 (注8)

内焼 白楽の事

白粉の事

一 上唐土

百目

大白細末

一 日の岡石 (注9)

三拾五匁 (注10)

右二色よくよくすり候て、ふのり細にこし入る也、 (注11)

凡二枚半程にてよし、もつともこきみそ汁程にして、三べんか、又はうすく見え候はば四へん程かける也、もつともさいしょ一ぺんの時は、絵の上のすれぬ程はけをうけそつと引く、もつともむら無きようにぬり、一ぺんにて日に当てよく干乾し、以上三べん此如くする也、ふのりかげん第一也、器にしめりこれ有候えば、かまへ入候て火色とて黒み赤みなど替り、悪しく候、とかくよく干てかま入れがよし

赤楽薬

一 白粉

百目

一 日の岡石

三拾五匁か (注12)

一 玉

(注13) 拾匁 又は六匁

「石を十匁引也、玉なしにても可、光悦薬の時は二拾匁も入る也 (注14)

一 玉

(注 15)

右先色見をして、其上にて右玉のさし引にて色々にかわる也、御室五仙山より出る石を入れ候はば黄になる、かる石を細末して石のかわりに入れば、ふつふつとした影はだになる、銘々の了簡にて替る也、勘弁才覚次第、面白き事出来る者なり、此方の家のことにて無故、荒増を記す

黒楽薬

紫豊に

一 鴨川石

百五十目

一 玉

百目

ふのりにてとき一ぺんぬり、雨天なれば火に掛けあぶり日に干乾し一ぺんづつ、以上四へん此如く掛ける也、茶碗高台きわの薬焼おとし也、^(注 16) もっとも下地のあらわれぬ程おとしたるがよし、高台たたみすりへは薬掛けざる先に、右鴨川石ばかりふのりにてとき、茶わんの口とたたみすりへ一ぺんぬり、その上へ合候薬をかける也、高台の輪のきわも薬たするもの也、それをおとしたるがよし、さいしょ一ぺん掛け候事しめりけこれ有候えば残らず悪しく、よくよく干乾し窯へ入る也、黒楽はふい子窯致候通、銘々才覚にて如様大小勝手次第也、委は口授も存命次第、荒増此如くに候、勘弁にて成る事也

黒楽窯の形左に記

(注 17)



吹子の事

一 吹子の箱よりの風通路の口は、桐の木にて筒を拵、三条辺りの吹子などうり候所にこれ有、其筒に紙を巻き吹子の穴へおし込、外へ風のぬけざるようにきつとつめ、其はたを茶碗の荒むおとき、
少しわらのすきを入れぬり、「は口」は土にて、かじやにこれ有、
(注 18)

「は口」へ右桐の筒を押込、その合口も右の荒土にてぬり、いづれにも外へ風のもれぬようにする也、吹子の上に石臼にてもおもりを置、さら(？)外窯内窯の間へ火をおこし、すみをうすくわりそろそろと吹子を吹き、大方すみの火のうつりたるにつきすみをくべ
次第に内窯へ火うつりあかくなるまで吹きて、
(注 19)

其後茶碗なりとも何なりとも入る也、初ての窯は多くなまやけする物也、兼て其心得して初ての窯へ入る器に右に記す所の内焼薬を鴨川薬の上へ一ぺんぬり候えば、初窯より宜しく出来候也、鴨川石の事左に記す
一 鴨川紫石、今出川より上は車坂までの内をよしとする也、たかの川には一つも無き物也、随分紫色こき和らこき石の中に白き物あるをあしきとするべし、只いろのむらさきなるがよし、鉄のきねにて荒くだき、其上を石臼にかけて三べんばかり「せのこう」にてふるい随分細にして、びいどろも右同様「せのこう」ふるいなり、薬かけよう右にしるす通也

黒薬に白絵入る事

必々人に他言無用也、併其方入候事にも相成、かくべつ口勝手に相成事に候はば、口授もつとも候、白絵拵様左に記す

凹

一 信楽上白土

(注 20)

拾五匁

二拾匁
(注 21)

右よくすりて、ふのりにてとき、絵様の下にぬる也

凸

一 豊後上白土にても

一色
拾匁

一 備前焼ヶ山白土²²⁾

是を上とする也

一 日の岡大白土

(注

三匁五分

右二色よくすり、ふのりにてとき、上はぬりに書也、其上へ三条山焼薬「かん入いらす」と云薬あるをもらい、ふのりにてとき、ぬり、又其上へ内焼此方の薬を一ぺん掛ける也、もつとも「絵の書わり」などは、紺青にても、又は黒絵にても書也、其上へ右の山焼薬、上ぬりは内焼薬掛也、黒は鉄ふん合様左絵の具の内に記す者也、紺青は何もませず、紺青のふのりにときて
(注 23)

絵を書く事也

右模様附の事

美濃紙に生渋を一ぺんぬる也、板に紙をのせ水はりして干しかわきたるとき、右渋をぬりよく干し、板よりまくりと、何枚も重ね模様を形にほり、小刀にてほり、もつとも「長き梅のほく」などは二つにも、三つにも切、うすのりにてうつわにはり附、其ふちを形いっばいに右鴨川薬を三べんぬり、よく干して後形紙をめくりとり、其後へ右に記す所の、凹此印の白絵を一ぺんうすく、もつとも大がいの見えぬほどぬり、そのうえへ凸此印の白絵随分こくぬり、鴨川薬のあつき程ぬる也、其上へ右に記す所の三条山窯白薬「かん入いらす」と云白薬をぬる也、其上へ内焼白一ぺんかける也

右白絵のこと、度々に相認候故、少し前後も致し、こんざつもこれ有べく候えども、とくと勘弁

これ有べき、存命計り難く書き残し候、息才に居候はば口授致すべきこと、存命の内未工夫致掛け置候
楽焼の黒に色絵の事、工夫きわまりとくと様々見申候はば、追々書残し申すべく候

山窯絵具

一 黒絵

(注 24) 鉄ふん百目

一 南京薬

拾匁 (注 25)

黒ごすのこと

右鉄ふんは「かみそりかち」、又は外この打物等、細工致候とき鉄を火に入れ槌にて打候て、■はらはらとちり候鉄のかり也、よく水干して白にてひき、右のごすも入れよくよく細にすり、ふのりにてとき、内焼物絵にも此絵の具にて黒色こき、うすき、墨色、くまなく自由にかく也、絵は残し置て光琳又は渡辺氏書き下せらる絵本、其外詠主物好次第、此方同名よりの絵の風に画申すべき事

(注 26)

右同

青絵

一 紺青

一味也

又は「あんなん」、雲屋白、松竹梅など申右南京ものも有り、其ときは

一 紺青

一匁

一 青ごす

一分五厘ばかり (注 27)

随分有■所を、水干してよくよく細にすり、ふのりかき也

又白絵にて、梅其外草、もつとも竹木等を書くことも同名致し置かれる風と、人々より好も有るべき事、右地ぬり白絵をもつて書也

内焼絵具

一 黒絵は右に記す山窯同前也

右同青絵

一 白玉

百目

一 白粉

(注 28) 四拾匁

一 紺青

(注 29) 六拾匁

唐紺青、もつとも紺青のこと也、時々望るもの也、よくよく色見して相調合せ申すべき事、二条東洞院角、石見屋小兵衛方にも、又松原絵具屋市兵衛、五兵衛など申す画具屋方にて吟味致し候て相調申せらるべき事

萌黄絵

一 白粉

百目

一 日の岡石

三拾六匁 (注 30)

奈良

一 緑青 (注 31)

萌黄色うすき方の時

二十匁

白こゆく致方は

三匁増

(注 32)

右同断

上萌黄の方

- 一 岩緑青 三匁五分
- 一 奈良緑青 二匁三分
- 一 玉 二拾六匁
- 一 白粉 四匁五分 (注 33)

紫絵

- 一 白玉 百目
- 一 白粉 四十二匁
- 一 紫こす (注 34) 拾匁

右紫薬を先へよくよく細にすり、其後玉白粉を入、する也

黄絵

- 一 白玉 百目
- 一 白粉 (注 35) 四十匁
- 一 唐白目 三匁

右白目先へすり、随分随分久しく細にすり白玉、白粉を入候也

赤絵

(注 36)

一 赤薬下地にぬり候、黄土ばかり、水気なくふのりばかりにてとき、もつともうすふのりよく候、白粉少し、黄土拾匁の所へ白粉二匁計り入れたるもよし、一めに掛け候えばむける也、半分赤く致し度きときは、生にて楽焼の通りにぬり置候也

白絵

一 右に記候内焼地ぬり白絵を以て、何によらず書候えば、見事に出来申す事

焼附画具の部

緑青萌黄

- 一 岩緑 三匁
- 一 玉 二十五匁
- 一 白粉 四匁

奈良緑青五分計り入れ候ときもあり、其時は白四分増

紺絵

- 一 玉 百目
- 一 白粉 四拾五匁 (注 37)
- 一 紺青 五匁八分

右内焼の紺青にても焼付け候えば、伊万里物などには右の通りよろしく候、玉、白粉を先へ鉢に入れよくすり、其後紺青を入れる事、内焼も同前

黄絵

- 一 玉 (注 38) 拾匁
- 一 白粉 四匁五分
- 一 唐白目 三分

右唐白目随分細くすり、其後に玉、白粉も入れ又々よくすり、焼附画具いづれも「すきにかわ(透き膠)」よくたき候て、筆にのり候程にして絵を書く事也

紫絵

- 一 玉 拾匁
- 一 白粉 四匁五分
- 一 紫 一分

右も紫をよくすり、其後玉、白粉随分随分細にすり、右の通り

赤絵

- 一 玉 (注 39) 拾匁
- 一 白粉 三匁八分
- 一 赤 一匁二分

右赤絵の事、同名致せられ候時分には金珠(かねだま)と申す物これ有、(注 40)

色合も至極見事にて、唐物にも紛れ候えども、只今にては其葉種無く、弁柄にていろいろと工夫を致し候えども、出来兼色あしく、存命の内随分心掛け追々に申し残し置くべく候、先づ色あしき乍、右の通り書つけて、外に一方左に記す

- 一 白粉 拾匁
- 一 赤 五匁

遣す方外の絵の具の通り、にかわにてとく、これ工夫致せらるべき事

金焼附

- 一 金でい 一匁
- 一 すきほうしや(透き礬砂) 二分

金はく、京万寿寺通り室町西へ入候北、つぼ屋と申す所に有り、金の代銀時により相違も有り、焼物に遣い申す金はく、右の壺屋かぎり外はあしく、金はく随分はだのよき清水焼のうすむらたき鉢へ入れ、水少し入れゆびにてすりつぶす也、これを「はくをけす」と云也、寺町通りの経師屋衆にたのみしてもらうもよし、

又清水焼の焼付絵、るり絵

(注 41)

にたのみ、此方へよひよ勢万の手間料いか程ときわめ、やとい候いてけしてもらうもよし、

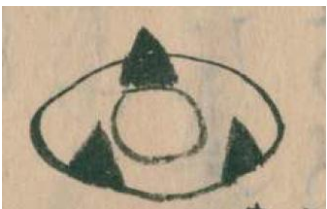
金はく高直なる物故、先へ遣す事は無用也、さて「すきホウ砂」常の新き土器へ入れ、火にかけ焼返し

候えば、ふはふはとはぜのごとくに成る、随分随分蠅返しぶつぶつとなり候を、おとのせぬ程にふかし、金目一匁に右のホウ砂を二分、ずい分細にすり入れ候也、もつとも「にかわ」にてとき書く也、ロベになどには一ぺん引き、かわき候時又一ぺんぬり、うすく三べんもぬり、物にすれぬようにかまへ入れ、焼ようは左に記す

(注 42)

焼附物焼方

一 大きなものはかまへたてかけならば、茶碗などは



かくのごとく、「（注43）」と云物（し）らえ、茶碗の内絵などあるときは、そこへ当らんところ此通りにして随分ごとくの目先ほそくがらせ、模様をよけ、だんだん窯の内のりふたにさわらぬ程の高さにつめ、となりどうしつき合わぬようにうごかしてみて、ふかふかとせぬように入れ、外窯のふちをとんとんにぎりこぶしでたたき見候えば、ふらつき候てもこけぬことしれ申し候

か様のことども書残し申さずともしれたる事ながら、段々しゆれん（習練？）のうえは工夫付候物なれども、荒増書残し候、又立掛け候て焼候物も「へだて」に



か様にとがりたる土にて板を拵え、立掛たる「へだて」に入る也、是も我等存命の内遣い候へて、板のわれ有るべきこと也、とかく勘弁してやく事也

右書残し候焼物、細工、下地土（注44）、す焼仕様書附候事にては、中々合点も成り難かるべく候故、随分随分存命の内口授も致すべく候、右の書附必々他見無用に候間、随分工夫して幾度も幾度も焼そん申さるべく候、絵の具等も覚え申され候上にて、右の下地に画を附候具也

右庭焼出（土？）（注45） 薬絵具の合方、乾山秘法、他見無用也

乾山

注記説明

(注1) 現在国立国会図書館蔵の「乾山楽焼秘書」と「陶器密法書」は、ほぼ同じ内容であるがいくつか異なる箇所がある。その一つとして「陶器密法書」では、この部分に「一」が書かれている。

(注2) 五寸に対して二分が「歩べり」に当たる。

(注3) 「出来る二」の部分は、「陶器密法書」では「出来る事也」となっている。

(注4) この「百目」の部分は、「陶器密法書」では「同断」となっている。

(注5) この「三十目」の部分は、「陶器密法書」では「三十目」となっている。

(注6) 「乾山楽焼秘書」は根岸武香が、三浦乾也が所有していた「乾山口述伝書」を書き写したものと考えられているが、ここには武香が貼付したと思われる付箋が付いている。その内容は左記の通り。

御約束通り		
をほん		
種々の玉	黒	赤
一 今戸焼	雲堂	ごす
一 染付	虫くい手	
セウスイ(祥瑞)	うんかく	はけめ
一 なんばん	仁清	藤四郎
乾山	しゅこう(珠光)	青磁
金海	きぬた	
七かん■	してゐ	米てゐ
人形手	金らん	久谷(九谷)
笠翁	草き赤絵	
ごす赤絵	二品	七宝
こをち(交趾)	をりべ(織部)	
とんほを	神代物三	
黒志の	菓	古さつま(薩摩)
唐物茶入	松花	びぜん(備前)
うしてゐ	小あや	
きせと(黄瀬戸)	いが(伊賀)	しがらき(信楽)
はぎ(萩)		

(注7) 「水とまじえときて地ぬり候事」の部分は、「陶器密法書」では「水とまじえとき也」となっており、次の項目「赤楽」が「赤楽地ぬりの事」という項目名になっている。「乾山楽焼秘書」の書き方を見ると「地ぬり候事」の部分が、次の「赤楽」の下に書かれており、「陶器密法書」ではこれが誤読された可能性がある。

(注8) ■の文字は、「乾山楽焼秘書」でも「陶器密法書」でも判読不能である。以下同じ。

(注9) 「大白細末」の文字は、「陶器密法書」には記載されていない。

(注10) この「三拾五匁」の部分は、「陶器密法書」では「三十五目」となっている。

(注11) 「陶器密法書」では、ここに「薬目白粉百目の所へ四角なるふのり」という一文がはいっている。

(注12) この「三拾五匁」の部分は、「陶器密法書」では「三十五目」となっている。

(注13) この「拾匁」の部分は、「陶器密法書」では「十目」となっている。

(注14) 「乾山楽焼秘書」では、光悦薬の場合も含めて玉の説明となっているが、「陶器密法書」では、

「右を十目引也、玉なしにてもよし」として玉の説明として書き、次に光悦薬の場合の玉の量を

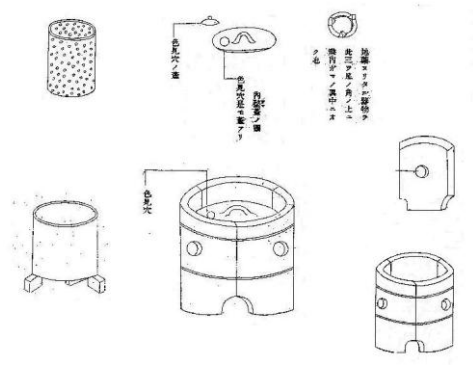
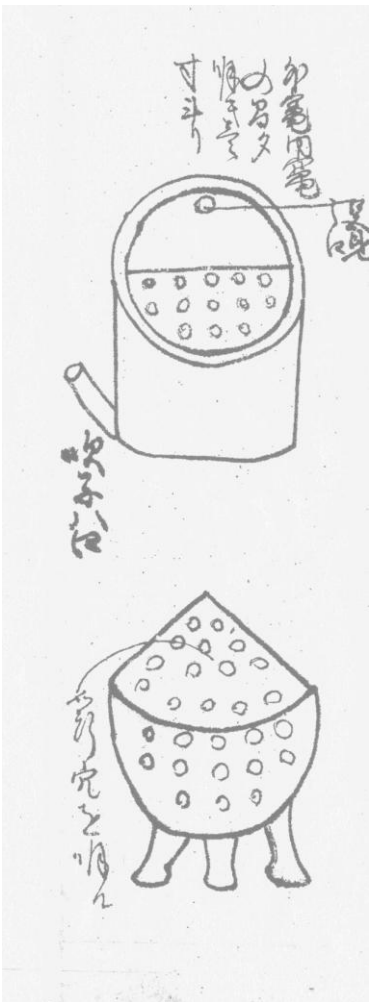
「一玉 二十匁も入」としている。

(注15) 「御室五仙山」は、「陶器密法書」では「五仙山」となっていて、御室が抜けている。

(注16) 「薬焼おとし也」は、「陶器密法書」では「薬おとし焼也」となっている。

(注17) 「陶器密法書」では、黒楽窯の図が左記の通りとなっており、「乾山楽焼秘書」とは若干の違いが見られる。但し、三つ又については同じ記述となっている。同時代に書かれた「楽焼秘囊」に記された黒楽窯の形状と

比較すると、「乾山楽焼秘書」の記載図の方が正確と言える。



「楽焼秘囊」の黒楽窯図

(注 18) 「茶碗の荒むおとき」は、「陶器密法書」では、「茶碗のわらじをととき」となっている。

(注 19) 「たるにつきすみをくべ、次第に内窯へ火うつり」の部分は、「陶器密法書」には無い。

(注 20) 「陶器密法書」では、信楽上白土と白玉の間に「一 唐土 五匁」が入っている。

(注 21) この「拾五匁」の部分は、「陶器密法書」では「十五匁」、また「二拾匁」の部分は同じく「二拾目」となっている。

(注 22) 「陶工必用」では、「白絵べに皿手土」の項目のところ、白絵具について「備前の八木山の白石、薩摩より出る白土、豊後玖珠郡の土人掘出奉書紙の白色に用候土等を用いて、白絵の一風流を新に企て」と書かれているので、「焼ケ山」は「八木山」の誤記の可能性もある。
ただし、「乾山楽焼秘書」「陶器密法書」は、両方とも「焼ケ山」と書かれている。

(注 23) 「陶器密法書」では、「紺青ばかりふのりにてとき」となっている。

(注 24) この「鉄ふん百目」の部分は、「陶器密法書」では「黒絵鉄粉 百目」となっている。

(注 25) この「拾匁」の部分は、「陶器密法書」では「十匁」となっている。

(注 26) 「光琳」は乾山の兄の尾形光琳、「渡辺氏」は光琳の弟子とされる渡辺始興または、乾山の絵付けを手伝ったとされる渡辺素信のことと思われる。

「陶器密法書」では、光琳を「小石琳」と誤記しているが、「乾山楽焼秘書」でも最初「小石琳」と書いて、後から「光琳」と修正した跡がうかがわれる。

また、「同名よりの絵の風に」は「兄光琳の絵の画風で」ということ。

(注 27) この「一分五厘ばかり」の部分は、「陶器密法書」では「一分五厘」となっているが、その代わり次の「水干して」のところが「水干してはかり」となっている。

(注 28) この「四拾匁」の部分は、「陶器密法書」では「四十匁」となっている。

(注 29) この「六拾匁」の部分は、「陶器密法書」では「六十匁」となっている。

(注 30) この「三拾六匁」の部分は、「陶器密法書」では「三十六匁」となっている。

(注 31) 「奈良」の表記は「乾山楽焼秘書」のみにあり、「陶器密法書」にはない。

(注 32) この「二十匁」の部分は、「陶器密法書」では「二十目」となっている。また「白こゆく致方は三匁増」の部分は、「陶器密法書」では次の項目「右同断 上萌黄の方」に続いて書かれている。

(注 33) 「陶器密法書」では、「玉」と「白粉」の順番が逆で、また「玉 二拾六匁」は「玉 二十六匁」となっている。

(注 34) この「拾匁」の部分は、「陶器密法書」では「十匁」となっている。

(注 35) この「四十匁」の部分は、「陶器密法書」では「四拾目」となっている。

(注 36) 「白玉」は「陶器密法書」では「細玉」となっている。

(注 37) この「四拾五匁」の部分は、「陶器密法書」では「四拾五目」となっている。

(注 38) この「拾匁」の部分は、「陶器密法書」では「拾目」となっている。

(注 39) この「拾匁」の部分は、「陶器密法書」では「拾目」となっている。

(注 40) 金珠（かねだま）は極上等の弁柄の赤い土で、「陶工必用」の仁清伝には、錦手の赤、黄、紫などに使用されていたことが書かれている。「同名致せられ候時分には」とあるのは、光琳も絵を描くのに使っていたものと思われる。

(注 41) 「にたのみ、此方へよひよ勢万の手」の部分は「陶器密法書」にはない。

(注 42) 「物にすれぬように」は、「陶器密法書」では「ものにさわらぬ様に」となっている。

(注 43) 「と云物こしらえ」は、「陶器密法書」では「という物こし」となっている。

(注 44) 「下地土」は、「陶器密法書」では「下地」となっている。

(注 45) 「庭焼出葉」は、「陶器密法書」でも「庭焼出葉」となっている。

(付録)

「陶器密法書」の奥書

右陶器伝法之書者
御室乾山工風之藁
法也乾山者洛陽之
住以磁器為業其精
工氣象風流自以為
樂可謂神手也晚年
蒙於準后宮之命赴
東武暫住根岸製陶
器後又歸洛而終焉
有弟子清吾者又妙
手也乾山藁法悉自
書以授清吾矣又萬
古之祖姓沼浪称吾
左衛門号弄山千ノ
如心齊之門人好茶
道於洛之旅亭與清
吾交厚臨千離別之
期懇望乾山自筆之
書而以還弄山業益
進矣尚加工風而終
開萬古一流之業普
最鳴千世矣至弔既
三世也今將依尊命
難默止而写自書伝
法之一冊以奉呈上於
爰撮其事記千卷未
畢矣

寛政四壬子夏五月

萬古堂三世

淺茅生隱士三阿誌 花押